

保健事業実施要領（平成12年3月31日 老発第334号）案 新旧対照表

現行	新
<p>第3 健康教育 1～2 (略) 3 個別健康教育 (1)～(2) (略) (3) 対象者 ア 高血圧個別健康教育 (ア) 基本健康診査の血圧測定において「<u>境界 域高血圧</u>」と判定された者。 (イ) 「<u>高血圧</u>」と判定された者のうち、受診 の結果、医師が必要と判断したもの。 (4)～(7) (略) 4～9 (略)</p> <p>第5 健康診査 1 (略) 2 基本健康診査 (1) (略) (2) 基本健康診査の実施 ア 検査項目及び方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) 血圧測定 聴診法又は自動血圧計により、<u>最大血圧</u>及 <u>び最小血圧</u>を測定する。 (オ)～(サ) (略) イ～ウ (略) (3)～(7) (略) 3～6 (略)</p>	<p>第3 健康教育 1～2 (略) 3 個別健康教育 (1)～(2) (略) (3) 対象者 ア 高血圧個別健康教育 (ア) 基本健康診査の血圧測定において「<u>要指 導</u>」と判定された者。 (イ) 「<u>要医療</u>」と判定された者のうち、受診 の結果、医師が必要と判断したもの。 (4)～(7) (略) 4～9 (略)</p> <p>第5 健康診査 1 (略) 2 基本健康診査 (1) (略) (2) 基本健康診査の実施 ア 検査項目及び方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) 血圧測定 聴診法又は自動血圧計により、<u>収縮期血圧</u> 及び<u>拡張期血圧</u>を測定する。 (オ)～(サ) (略) イ～ウ (略) (3)～(7) (略) 3～6 (略)</p>

現行	新
<p>(ア)空腹時血糖値が次に該当する者 110mg/dl 以上 <u>140mg/dl</u> 未満(血漿又は血清) 95mg/dl 以上 <u>120mg/dl</u> 未満(全血)</p> <p>(イ)随時血糖値が次に該当する者 140mg/dl 以上 200mg/dl 未満(血漿又は血清) 120mg/dl 以上 <u>180mg/dl</u> 未満(全血)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 指導区分 「要指導」「要医療」と区分された者については、循環器疾患、貧血、肝疾患、腎疾患及び糖尿病のいずれの疾患に関連して区分されたものであるかを明確にしておく。</p>	<p>(ア)空腹時血糖値が次に該当する者 110mg/dl 以上 <u>126mg/dl</u> 未満(血漿又は血清)</p> <p>(イ)随時血糖値が次に該当する者 140mg/dl 以上 200mg/dl 未満(血漿又は血清)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 指導区分 「要指導」「要医療」と区分された者については、循環器疾患、貧血、肝疾患、腎疾患及び糖尿病のいずれの疾患に関連して区分されたものであるかを明確にしておく。<u>なお、循環器疾患については、「保健事業第4次計画推進のための技術的事項に関する調査研究事業—循環器の指導区分に関する検討—」(平成13年3月財団法人日本公衆衛生協会)を参考とすること。</u></p>

老人保健法による健康診査について（平成4年4月13日 老健第88号）案 新旧対照表

現行	新
<p>基本健康診査</p> <p>1 判定方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 血圧測定</p> <p>測定手技については、「循環器疾患診断手技」(社団法人日本循環器管理研究協議会(以下「日循協」という。)編)を参考とし、判定に当たっては、<u>WHOの本態性高血圧分類</u>を参考とし、判定区分は、「<u>正常血圧</u>」、「<u>境界域高血圧</u>」及び「<u>高血圧</u>」とする。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 選択実施項目の選定</p> <p>選択実施項目の選定に当たっては、次の基準に該当する者について特に配慮するとともに、受診者の性、年齢等についても配慮する。</p> <p>(1) 心電図検査</p> <p>ア <u>最大血圧</u> 140mmHg 以上又は<u>最小血圧</u> 90mmHg以上 の者</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) ヘモグロビンA1c検査検査</p> <p>ア 原則として、血糖検査の結果が以下の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に該当する者に対して実施すること。</p>	<p>基本健康診査</p> <p>1 判定方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 血圧測定</p> <p>測定手技については、「循環器疾患診断手技」(社団法人日本循環器管理研究協議会(以下「日循協」という。)編)を参考とし、判定に当たっては、<u>日本高血圧学会の分類</u>を参考とし、判定区分は、「<u>正常血圧</u>」、「<u>正常高値</u>」、「<u>軽症高血圧</u>」、「<u>中等度高血圧</u>」及び「<u>重症高血圧</u>」とする。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 選択実施項目の選定</p> <p>選択実施項目の選定に当たっては、次の基準に該当する者について特に配慮するとともに、受診者の性、年齢等についても配慮する。</p> <p>(1) 心電図検査</p> <p>ア <u>収縮期血圧</u> 140mmHg 以上又は<u>拡張期血圧</u> 90mmHg 以上の者</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) ヘモグロビンA1c検査検査</p> <p>ア 原則として、血糖検査の結果が以下の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に該当する者に対して実施すること。</p>

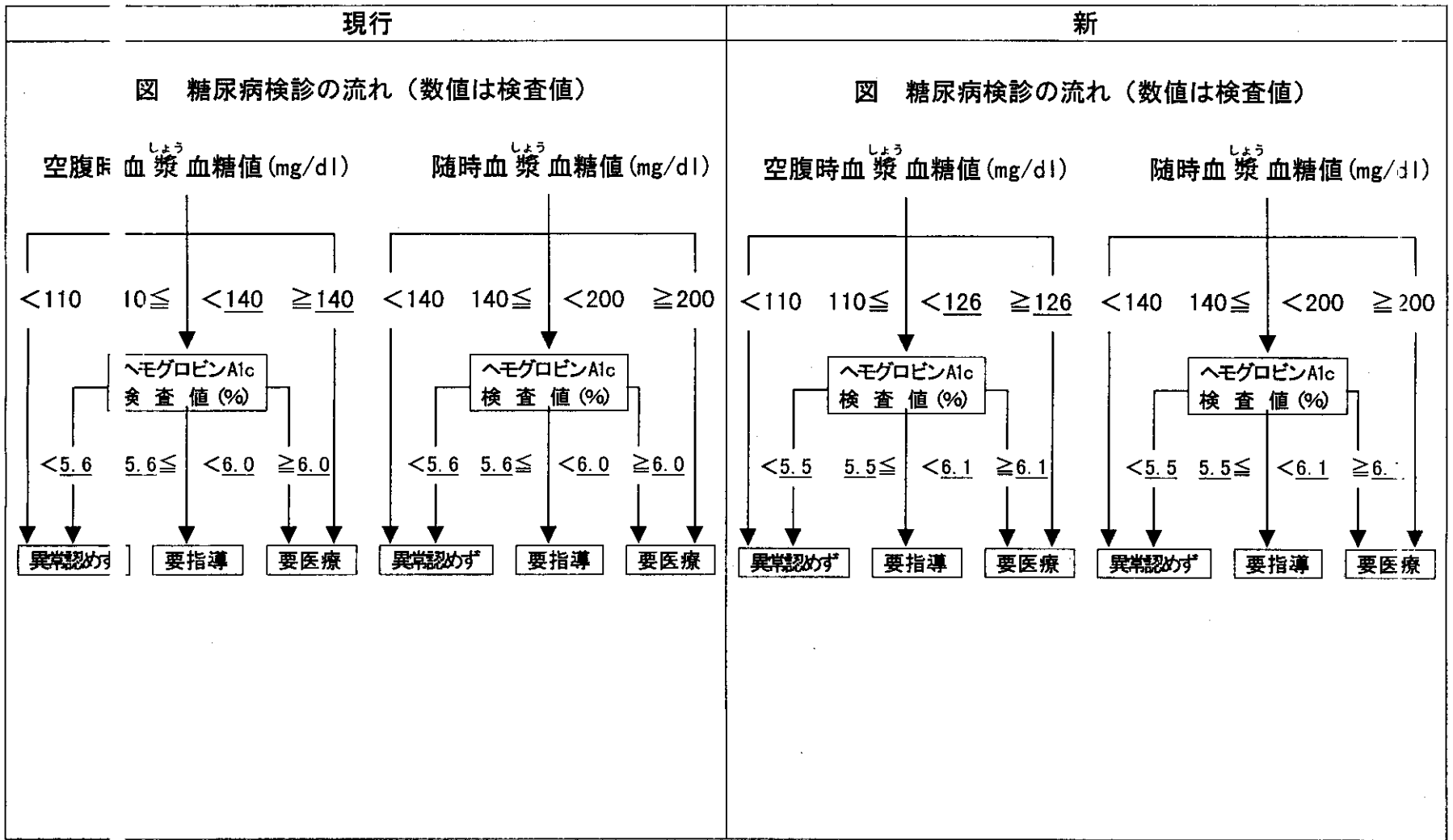
現行	新
<p>(ア)空腹時血糖値が次に該当する者 110mg/dl 以上 <u>140mg/dl 未満</u>(血漿又は血清) <u>95mg/dl 以上 120mg/dl 未満</u>(全血)</p> <p>(イ)随時血糖値が次に該当する者 140mg/dl 以上 200mg/dl 未満(血漿又は血清) <u>120mg/dl 以上 180mg/dl 未満</u>(全血)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 指導区分 「要指導」「要医療」と区分された者については、循環器疾患、貧血、肝疾患、腎疾患及び糖尿病のいずれの疾患に関連して区分されたものであるかを明確にしておく。</p>	<p>(ア)空腹時血糖値が次に該当する者 110mg/dl 以上 <u>126mg/dl 未満</u>(血漿又は血清)</p> <p>(イ)随時血糖値が次に該当する者 140mg/dl 以上 200mg/dl 未満(血漿又は血清)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 指導区分 「要指導」「要医療」と区分された者については、循環器疾患、貧血、肝疾患、腎疾患及び糖尿病のいずれの疾患に関連して区分されたものであるかを明確にしておく。なお、循環器疾患については、「<u>保健事業第4次計画推進のための技術的事項に関する調査研究事業—循環器の指導区分に関する検討—</u>」(平成13年3月財団法人日本公衆衛生協会)を参考とすること。</p>

糖尿病に関する検査の取扱について（平成8年12月27日 老健第171号）案 新旧対照表

現行	新
<p>糖尿病に関する検査の取扱要領</p> <p>第3 ヘモグロビンA1c検査の選択基準</p> <p>1 原則として、血糖検査の結果が次のいずれかに該当する者に対して実施すること。</p> <p>(1) 腹時血糖値が次に該当する者</p> <p>1 10mg/dl以上140mg/dl未満（<u>血漿又は血清</u>） 95mg/dl以上120mg/dl未満（<u>全血</u>）</p> <p>(2) 時血糖値が次に該当する者</p> <p>1 40mg/dl以上200mg/dl未満（<u>血漿又は血清</u>） 120mg/dl以上180mg/dl未満（<u>全血</u>）</p> <p>第4 各検査の実施方法</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 血糖検査</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 測定方法</p> <p>原則として、酵素法等によることとするが、<u>簡易血糖測定器による簡易血糖測定法を用いても差し支えないこと。なお、簡易血糖測定器の場合、全血血糖値と血漿血糖値を表示する2種類の機種があり、注意を要すること。</u></p>	<p>糖尿病に関する検査の取扱要領</p> <p>第3 ヘモグロビンA1c検査の選択基準</p> <p>1 原則として、血糖検査の結果が次のいずれかに該当する者に対して実施すること。</p> <p>(1) 空腹時血糖値が次に該当する者</p> <p>1 10mg/dl以上126mg/dl未満（<u>血漿又は血清</u>）</p> <p>(2) 随時血糖値が次に該当する者</p> <p>1 40mg/dl以上200mg/dl未満（<u>血漿又は血清</u>）</p> <p>第4 各検査の実施方法</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 血糖検査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 測定方法</p> <p>原則として、酵素法等によることとする。</p>

現行	新
<p>4 ヘモグロビンA1c検査 (1) 略 (2) 測定方法 <u>高速液体クロマトグラフィー法（以下「HPLC法」という。）、免疫法又はアフィニティー法等によること。</u> ① <u>HPLC法</u> <u>安定型のヘモグロビンA1cを測定すること。</u> <u>なお、HPLC法においては、測定機器により測定値（実測値）が異なるため、日本糖尿病学会の「グリコヘモグロビンの標準化に関する委員会」の暫定標準品又は2欠標準品の表示値により実測値を補正すること。</u> ② <u>免疫法</u> <u>ア 免疫阻害比濁法、ラテックス凝集法及び酵素免疫測定法等がある。</u> <u>イ 免疫法の測定値とHPLC法の測定値の間には、測定方法や測定機器ごとに一定の関係が成立することから、免疫法により検査を行う場合には、測定方法や測定機器ごとに設定されている補正式によりHPLC法の測定値に換算した値を用いること。</u> ③ <u>アフィニティークロマトグラフィー法</u> <u>アフィニティークロマトグラフィー法の測定値とHPLC法の測定値との間には一定の関係が成立することから、アフィニティークロマトグラフィー法により</u></p>	<p>4 ヘモグロビンA1c検査 (1) 略 (2) 測定方法 <u>高速液体クロマトグラフィー法（HPLC法）、免疫法又はアフィニティー法等によること。</u></p>

現行		新	
<p>検査を行う場合には、設定されている補正式により HPLC 法の測定値に換算した値を用いること。</p>			
<p>第5 結果の区分</p> <p>1 血糖検査及びヘモグロビン A1c 検査による判定基準</p>		<p>第5 結果の区分</p> <p>1 血糖検査及びヘモグロビン A1c 検査による判定基準</p>	
指導区分	検査結果	指導区分	検査結果
異常認めず	<p>血糖検査値が次の場合</p> <p>空腹時血糖値 血漿^{しょう} 110mg/dl 未満 (全血 95mg/dl 未満)</p> <p>随時血糖値 血漿^{しょう} 140mg/dl 未満 (全血 120mg/dl 未満)</p> <p>又は</p> <p>ヘモグロビン A1c 検査値 5.6%未満</p>	異常認めず	<p>血糖検査値が次の場合</p> <p>空腹時血糖値 血漿^{しょう} 110mg/dl 未満</p> <p>随時血糖値 血漿^{しょう} 140mg/dl 未満</p> <p>又は</p> <p>ヘモグロビン A1c 検査値 5.5%未満</p>
要指導	<p>ヘモグロビン A1c 検査値</p> <p>5.6%以上 6.0%未満</p>	要指導	<p>ヘモグロビン A1c 検査値</p> <p>5.5%以上 6.1%未満</p>
要医療	<p>血糖検査値が次の場合</p> <p>空腹時血糖値 血漿^{しょう} 140mg/dl 以上 (全血 120mg/dl 以上)</p> <p>随時血糖値 血漿^{しょう} 200mg/dl 以上 (全血 180mg/dl 以上)</p> <p>又は</p> <p>ヘモグロビン A1c 検査値 6.0%以上</p>	要医療	<p>血糖検査値が次の場合</p> <p>空腹時血糖値 血漿^{しょう} 126mg/dl 以上</p> <p>随時血糖値 血漿^{しょう} 200mg/dl 以上</p> <p>又は</p> <p>ヘモグロビン A1c 検査値 6.1%以上</p>



現行

2 ヘモグロビンA1c検査が実施できない場合の判定基準
 地域の実施体制が整わない等の理由により、やむを得ずヘモグロビンA1c検査が実施できない場合には、次の判定基準によること。

指導区分	検査結果 (単位 mg/dl)
異常認めず	空腹時血糖値 ^{しょう} 血漿 110未満 (全血95未満) 随時血糖値 ^{しょう} 血漿 140未満 (全血120未満)
要指導	空腹時血糖値 ^{しょう} 血漿 110以上140未満 (全血95以上120未満) 随時血糖値 ^{しょう} 血漿 140以上200未満 (全血120以上180未満)
要医療	空腹時血糖値 ^{しょう} 血漿 140以上 (全血120以上) 随時血糖値 ^{しょう} 血漿 200以上 (全血180以上)

第6 その他

具体的な方法については、「糖尿病検診マニュアル」(厚生省)等を参考とすること。

新

2 ヘモグロビンA1c検査が実施できない場合の判定基準
 地域の実施体制が整わない等の理由により、やむを得ずヘモグロビンA1c検査が実施できない場合には、次の判定基準によること。

指導区分	検査結果 (単位 mg/dl)
異常認めず	空腹時血糖値 ^{しょう} 血漿 110未満 随時血糖値 ^{しょう} 血漿 140未満
要指導	空腹時血糖値 ^{しょう} 血漿 110以上126未満 随時血糖値 ^{しょう} 血漿 140以上200未満
要医療	空腹時血糖値 ^{しょう} 血漿 126以上 随時血糖値 ^{しょう} 血漿 200以上

第6 その他

「保健事業第4次計画推進のための技術的事項に関する調査研究事業—糖尿病の指導区分に関する検討—」(平成13年3月財団法人日本公衆衛生協会)等を参考とすること。